

お知らせ
インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
住民企画課企画係 14番窓口
☎77-8374 FAX 76-2976

税・保険料の納付に関するお知らせ

2月は「介護保険料」第5期、「国民健康保険税」後期高齢者医療保険料「第9期の納付月です。
納付期限は2月28日(金)です。口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いします。
問い合わせ先
税務収納係10番窓口
☎77-8376

乳幼児相談会のお知らせ

保健師や管理栄養士、歯科衛生士や作業療法士、皮膚ケア看護師がお子さまに関するさまざまな相談に応じます。
対象
生後2か月から就学前のお子さまとその保護者
日程
2月17日(月)
受付時間
午前9時～10時
会場
役場1階 健診ホール
持ち物
母子手帳、バスタオル
※歯の相談希望がある場合歯の健康ノート、普段使用している歯ブラシ
内容
身長体重測定、保健相談、栄養相談、歯科相談、療育相談、スキンケア相談
その他
予約は不要です。受付時間内に会場にお越しください。
問い合わせ先
健康推進係 7番窓口
☎77-8380

相談

譲渡所得・贈与税の申告相談について

網走税務署の確定申告会場における譲渡所得(土地、建物の譲渡)・贈与税の申告相談は、火曜日、水曜日、金曜日に専門職員によるリモート(Web)相談となりますので、あらかじめご承知おきください。
なお、確定申告会場への入場は「入場整理券」(LINE公式アカウントで事前発行もしくは会場当日配付)が必要となり、配付状況に応じて後日の来場をお願いする場合があります。
問い合わせ先
網走税務署
☎0152-43-2181
※自動音声でご案内します
調停等手続説明会が実施されます
調停等手続説明会が、美幌町で実施されます。
日時
2月12日(水)

募集

陸・海・空自衛隊 募集お知らせ

自衛官候補生 応募資格
18歳以上33歳未満
受付期間
年間を通じて行っています。
※予定日以外の試験日については、お問い合わせください。
試験日
●2月25日(火)～
2月28日(金)内1日(帯広)
●3月3日(月)～
3月5日(水)内1日(帯広)
問い合わせ先
自衛隊帯広地方協力本部
北見地域事務所
☎0157-23-6826
ホームページ
<https://www.mod.go.jp/peo/obihoro/>

ようこそ相談のお知らせ

日常生活で、何か悩みごとはありませんか?
町より委嘱されている「よろず相談委員」が、行政、民事、その他の心配ごとについて、広く相談に応じます。
※相談委員の自宅での相談は対応できません。
日時
2月21日(金)
午後1時～3時
会場
役場1階 中ホール
相談委員
松木繁之さん
溝口幸恵さん
問い合わせ先
住民環境係 12番窓口
☎77-8377

津別町奨学生を募集

令和7年度の奨学生を次により募集します。
申込期限
4月21日(月)まで
奨学金の貸付額
▼高等学校に就学または在学の方は、1か月1万円
▼大学・専門学校に就学または在学の方は、1か月2万5千円
申請様式等ダウンロード先
町ホームページ
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/soshiki/shogaiyakushu/2/2726.html>
問い合わせ・申し込み先
学校教育係
☎77-6002



住民環境係
12番窓口
☎77-8377

交通安全情報

冬道での交通事故を防止!

●スピードダウンと慎重な運転
冬道には、圧雪、アイスバーン、ブラックアイスバーンなどがあり、どの路面でも車はすぐに止まることができません。スリップ等による正面衝突や路外逸脱事故などが発生する危険性がありますので、道路状況に合わせた慎重な運転に努めましょう。

●交差点の死角に注意
道路脇には、雪山ができてドライバーや歩行者からの見通しが悪くなります。ドライバーの皆さんは交差点に接近した際は「歩行者がいるかもしれない」などと予測して、徐行運転をしましょう。

●「急」のつく運転操作は危険
急発進、急ハンドル、急ブレーキといった「急」のつく運転操作は、冬道において危険行為となりますので、余裕を持った運転を心掛けましょう。

サイバーセキュリティ 地域安全

サイバーセキュリティは 全員参加!
2月1日から3月18日はサイバーセキュリティ月間です。便利なスマートフォンやインターネットには、偽サイトによる個人情報の詐取やクレジットカード情報・スマホ決済の不正利用、偽警告によるインターネット詐欺などさまざまな危険が潜んでいます。

- OSやソフトウェアは常に最新状態にしておこう
- パスワードは複雑にして、他と使いまわさないようにしましょう
- 多要素認証を利用しよう
- 偽メールや偽サイトに騙されないよう用心しよう
- メールの添付や本文中のリンクに注意しよう

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

消費生活相談 Q&A

賃貸物件の畳の原状回復は誰が負担するの?

6年間居住した賃貸アパートを退去後、管理会社から原状回復費用として10万円を請求された。家具を置いていなかった畳が日焼けにより変色したため、畳の表替え費用全額を請求されている。支払いしなくてはならないのか。

賃貸アパートを退去する際の内装や設備等の原状回復義務については、国土交通省が修繕費用の負担ルールとして「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を定めています。ガイドラインによると借主の故意・過失による破損は借主負担ですが、経年劣化や通常損耗は貸主負担と考えられています。日焼けでの畳の変色は、通常の生活では避けられないとして通常損耗にあたる考えを示していますので、賃貸契約書の記載をよく確認した上で、ガイドラインの内容に沿った対応を管理会社に求めて、十分な話し合いでの解決が必要です。少しでも変だと思ったときは一人で悩まず、家族や消費生活センターに相談し、未然に被害を防ぐことが重要です。

商工観光係
19番窓口
☎77-8388

美幌町消費生活センター
☎・FAX 72-0366
月～金曜日 (祝祭日を除く)
午前10時～午後4時

津別町消費生活トラブル2023
靈感商法トラブルについて
の法改正編

津別町消費生活トラブル2023
相談事例編